

支援部だより



宮城県立支援学校小牛田高等学園
支援部
令和5年4月28日発行



令和5年度がスタートしました！！



心地よい春の日差しを感じながら新年度がスタートしました。
支援部では、生徒一人一人のニーズに応じた支援が受けられるようサポートしたり、地域の特別支援教育のセンター的機能として、相談・支援機能も果たしたりしています。また、教職員のスキルアップや生徒の自立に向けた支援も行っています。



生徒のみなさん
保護者の皆様へ

今年度もスクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)の先生が定期的にいらっしゃいますので、ぜひ活用願います。

☆スクールカウンセラー(SC)☆

すがわら さわこ 先生 (公認心理士・臨床発達心理士)



昨年^{さくねん}に続いて、個人的な悩み相談^{こじんてき なや そうだん}について支援^{しえん}してさせていただきます。人間関係^{にんげんかんけい}、学校生活^{がっこうせいかつ}、進路^{しんろ}の悩みなど相談者^{そうだんしゃ}の話^{はなし}をじっくり聞き、必要^{ひつよう}に応じ適切なアドバイス^{あてきせつな あだいぶ}をいただけます。

<令和5年度カウンセリング実施予定日(年9回)> *変更^{へんこう}になる場合^{ばあい}もあります。

- ① 5/9(火) ② 6/23(金) ③ 7/12(水) ④ 9/8(金) ⑤ 10/27(金)
- ⑥ 11/17(金) ⑦ 12/15(金) ⑧ 1/26(金) ⑨ 2/27(火)

*申込^{もうしこみ}については、担任^{たんじん}または保健室^{ほけんしつ}までご連絡^{れんらく}ください。事前^{じぜん}予約^{よやく}にて行^{おこな}っております。
1年生^{ねんせい}については、一人^{ひとり}約20分^{やく 20 ぶん}ずつの全員^{ぜんいん}面談^{めんだん}を実施^{じっし}します。SC との顔合わせ^{かおあ}をすることで、相談^{そうだん}づくりのきっかけ^{きっかけ}になればと思います。

☆スクールソーシャルワーカー(SSW)☆

たかはし えりか 先生 (社会福祉士・精神保健福祉士)



生活^{せいかつ}をしている中^{なか}での困^{こま}っていることや将来^{しょうらい}心配^{しんぱい}なことなどがあつた時^{とき}、相談者^{そうだんしゃ}の困^{こま}り感^{かん}に寄り添^よい、サポート^{さぽーと}してくれる関係^{かんけい}機関^{きかん}の情報^{じょうほう}提供^{ていきょう}やつながり^{つながり}を支援^{しえん}してさせていただきます。

*申込^{もうしこみ}については、担任^{たんじん}または支援部^{しえんぶ}(浅野^{あさの})までお気軽^{きがる}にご相談^{そうだん}ください。

「どこに相談すればよいの？」と迷ったときは・・・

どちらに相談^{そうだん}してよいか分^わからないとき、困^{こま}ったときには担任^{たんじん}または「支援部^{しえんぶ}」の教職員^{きょうしき員}までお気軽^{きがる}にご連絡^{れんらく}ください。

<支援部> 浅野(部長) 阿部律(副部長) 三浦 一條 阿部理

しょう ぶくし 障がい福祉サービスについて

障がいがあることで日常生活や社会生活に困難を感じる方も多くいらっしゃいます。

「障がい福祉サービス」はそういった困難に対して手助けとなる福祉サービスです。

サービスは「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」の3種類にわけられます。

その中のサービスをいくつかご紹介します。

- *「介護給付」・・・生活する際の介護が必要な人が使いますが、そうでない人が利用できるサービスもあります。

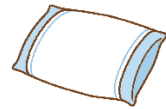
「短期入所」 短期間施設に泊まることができるサービス

*家族の入院やそのほかの事態で、本人が家に一人で残らなければならなくなったが、一人で生活するには不安があるとき。

*障がいのある人の家族が介護を少し休みたいとき。など

グループホームや通所タイプの施設でも実施しているところもあります。

障がい支援区分の判定が軽い人でも、利用することができます。



- *「訓練等給付」・・・働くための訓練をする人、自立を自指す人などが使います。卒業後に利用している先輩もいます。

「就労移行支援」「就労継続支援(A型、B型)」

働くための力をつけるサービス

*一般企業等への就労を希望するときや、支援を受けながら働くことを希望するときなどに利用できます。



「グループホーム」 卒業後、家から離れて生活をするとき

*地域の中で4~7人が一緒に生活します。

一人暮らしに近いアパートタイプもあります。

卒業生にもグループホームを利用して生活している方がいます。



- *「地域生活支援事業」・・・都道府県や市町村が実施する福祉サービスの呼び名です。

「日中一時支援」 福祉施設で昼間に一時預かりをするサービス

*学校の放課後や夏休みなどに、一時預かりができる「放課後等デイサービス」などがあります。



「移動支援」 外出などをお手伝いするサービス



障がい福祉サービスを利用するときには、お住まいの市町村の役所にある障がい福祉の担当窓口での手続きが必要です。

詳しくは進路部から発行予定の「進路の手引き」をご参照ください。